

投資信託金利上乘せ定期預金

(2022年4月1日現在)

| | |
|--------------|--|
| 1. 商品名と概要 | 投資信託金利上乘せ定期預金 取扱期間：2022年4月1日(金)～2023年3月31日(金) 投資信託のご購入と同日にお申し込みいただいた場合に、店頭表示金利に年4.0%の「上乘せ利率」を加えた利率でお預かりいたします。 |
| 2. ご利用いただける方 | 対象の投資信託を新たに50万円以上ご購入いただいた個人のお客さま (ご購入金額にはお申込手数料を含みます。) |
| 3. 対象の投資信託 | 窓口で取り扱うすべてのファンドが対象となります。 ただし、現在は新規取扱いを停止しております大和公社債投信については、新規取扱いを再開した場合でも、対象外となります。 |
| 4. 期間 | 3カ月 満期時のお取り扱い、自動継続(元利継続・元金継続)または自動解約からお選びいただけます。ただし、証書口でのお申し込みの場合は、自動解約のお取り扱いはできません。 |
| 5. お預け入れ方法 | |
| (1) お預け入れ方法 | 一括してお預け入れいただけます。 |
| (2) お預け入れ金額 | 1円以上(投資信託をご購入いただいた金額が上限となります。) |
| (3) お預け入れ単位 | 1円単位 |
| 6. 払い戻し方法 | 満期日以後に一括して払い戻しいたします。 自動解約のお取り扱いの場合は、満期日に自動的に解約し、あらかじめご指定いただいた普通預金口座に入金いたします。 |
| 7. 利息 | |
| (1) 適用金利 | <ul style="list-style-type: none"> 初回お預け入れいただいた金額に応じて、お預け入れ時のスーパー定期または自由金利型定期預金(大口定期)の店頭表示金利に、「上乘せ利率」を加えた利率を適用します。 初回満期経過後は、お預け入れ金額に応じて店頭表示金利が適用されます。 |
| (2) 利払い方法 | 満期日以後に一括してお支払いいたします。 |
| (3) 計算方法 | 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。 【例えば、50万円を年利率4.01%で3カ月間(3カ月を90日と仮定)お預け入れの場合、お受け取りいただけるお利息は以下のとおりです。】 50万円×4.01%×90÷365=4,943円(税引前の利息額) 4,943円-1,004円(税金)=3,939円(税引後の利息額) |

(商品説明書)

| | |
|--------------------------------|--|
| 8. 税金 | 20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%） ※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの期間は、復興特別所得税が附加されています。 ※ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。 |
| 9. 手数料 | ————— |
| 10. 付加できる特約条項 | |
| (1) 当座貸越 | <ul style="list-style-type: none">・ 定期預金を総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになることを当座貸越といいます。）を利用することができます。・ 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうちいずれか少ない金額とします。・ 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。 |
| 11. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い | 満期日前に解約（中途解約）する場合は、普通預金利率または約定利率×30%（小数点第4位以下切捨）のいずれか低い利率により計算した利息とともに払い戻しいたします。 |
| 12. 一部払い戻しの取り扱い | 一部払い戻しはお取り扱いできません。 |
| 13. 預金保険制度 | この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。 |
| 14. 金利情報の入手方法 | 店頭の情報メーション・ディスプレイまたは当金庫ホームページをご覧ください。か、窓口にお問い合わせください。 |
| 15. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ） | ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【近畿労働金庫 お客さまセンター】 受付時間：平日 9:00～18:00 電話番号：0120-191-968 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレット「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.rokin.or.jp/ |

| | | | | | | | |
|---|--|----------------------------|--------------------------------------|---------------|---|---|---|
| <p>16. 紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談した場合)</p> | <ul style="list-style-type: none">紛争解決のご相談先として下記の第三者機関をご案内します。下記以外の「第三者機関」については、「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」をご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。 <table border="1" data-bbox="555 394 1430 741"><tr><td style="text-align: center;">【公益社団法人 民間総合調停センター】</td></tr><tr><td style="text-align: center;">受付時間：平日 9:00～17:00 電話番号：06-6364-7644</td></tr><tr><td style="text-align: center;">【弁護士会】</td></tr><tr><td>・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3581-0031</td></tr><tr><td>・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3595-8588</td></tr><tr><td>・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号：03-3581-2249</td></tr></table> <p>※ 全国「ろうきん」の中央機関である「一般社団法人全国労働金庫協会」の「ろうきん相談所(受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:0120-177-288)」へお問い合わせいただいた場合は、上記「弁護士会」をご案内しています。</p> <p>※ お客さまから、上記「弁護士会」に直接お申し出いただくことも可能です。なお、上記「弁護士会」は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>※ ご利用にあたっての詳細については、各機関へお問い合わせください。</p> | 【公益社団法人 民間総合調停センター】 | 受付時間：平日 9:00～17:00 電話番号：06-6364-7644 | 【弁護士会】 | ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3581-0031 | ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3595-8588 | ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号：03-3581-2249 |
| 【公益社団法人 民間総合調停センター】 | | | | | | | |
| 受付時間：平日 9:00～17:00 電話番号：06-6364-7644 | | | | | | | |
| 【弁護士会】 | | | | | | | |
| ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3581-0031 | | | | | | | |
| ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3595-8588 | | | | | | | |
| ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号：03-3581-2249 | | | | | | | |
| <p>17. その他参考となる事項</p> | <ul style="list-style-type: none">お申し込みの際には、別途「投資信託金利上乗せ定期預金 申込確認書」をご提出いただきます。「上乗せ利率」は金利情勢により見直す場合があります。自動継続のお取り扱いの場合で、満期日の前日までに自動継続停止の申し出があった場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日または書替継続日の前日までの日数、および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。ろうきんダイレクト(インターネットバンキング)による投資信託のご購入は、対象になりません。 | | | | | | |